

補助金等取扱基準

補助金等の名称	私立保育所・認定こども園多子世帯副食費補助金
補助事業等の標目	私立保育所又は認定こども園へ通う多子世帯の満3歳以上の子と生計を一にする保護者が支払うべき副食費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。
補助事業等の対象者	次に掲げる者とする。 (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第35条第4項の規定により私立保育所を設置している者 (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の規定により認定こども園を運営している者
補助対象経費	私立保育所又は認定こども園が次のいずれにも該当する者に対して提供する食事に要する費用(副食に要する費用に限る。) (1) 私立保育所又は認定こども園を利用する満3歳以上の子であること。 (2) 当該子が同一世帯内において、小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。)又は小学校就学前子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項の小学校就学前子どもをいう。)のうち第3子以降の子ども(当該小学校第3学年修了前子ども又は小学校就学前子どものうち最年長者及び2番目の年長者以外の者をいう。)であること。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の10分の10とし、月額4,500円を限度とする。 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 多子世帯の満3歳以上の子と生計を一にする保護者が支払うべき副食費の一部を市が負担し、保護者の経済的負担の軽減を図るため。
補助事業等の評価	私立保育所・認定こども園多子世帯副食費補助金交付申請書、私立保育所・認定こども園多子世帯補助金実績報告書により、事業内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和2年4月1日
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 多子世帯の満3歳以上の子と生計を一にする保護者が支払うべき副食費の一部を市が負担し、私立保育所・認定こども園の安定的な運営を補助するため。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	

提出書類	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 私立保育所・認定こども園多子世帯副食費補助金交付申請書</p> <p>(2) 私立保育所・認定こども園多子世帯副食費補助対象児童名簿</p> <p>2 補助金の交付を受けた者は、私立保育所・認定こども園多子世帯副食費補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。</p>
	<p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	<p>諏訪市 健康福祉部 こども課 保育係</p>

令和 2年 3月31日制定 (令和 2年 4月 1日 施行)

令和 6年 3月15日 一部改正 (令和 6年 4月 1日 施行)